

(指定の取消し等)

第五十一条の二十九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定一般相談支援事業者に係る第五十一条の十四第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一〇八 (略)

九 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

一〇九 (略)

二 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定特定相談支援事業者に係る第五十一条の十七第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一〇八 (略)

九 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

一〇九 (略)

三 (略)

(指定自立支援医療機関の指定)

第五十九条 第五十四条第二項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は薬局の開設者の申請により、同条第一項の厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに行う。

二 (略)

三 第三十六条第三項（第一号から第三号まで及び第七号を除く。）の規定は、指定自立支援医療機関の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の取消し等)

第六十八条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定自立支援医療機関に係る第五十四条第二項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一〇六 (略)

二 第五十条第一項第八号から第十二号まで及び第二項の規定は、前項の指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十一条 第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の三十二第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提

示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。

3 この法律において「保育所」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

4 （略）

5 （略）

6 （略）

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 ～ 10 （略）

11 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

12 （略）

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保

育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

2 (略)

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

4 (略)

5 都道府県知事は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）及び市町村以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十一条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一～三 (略)

四 次のいずれにも該当するものでないこと。

イ (略)

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者として同様に準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ～チ (略)

6～8

9 都道府県知事は、当該都道府県が設置する施設のうち、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

(認定の取消し)

第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。

- 一 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設がそれぞれ同条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるとき。
- 二 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第三十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が同条第五項第四号イからハまで、ト又はチのいずれかに該当するに至ったとき。
- 五 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が不正の手段により同条第一項又は第三項の認定を受けたとき。
- 六 その他第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者がこの法律、学校教育法、児童福祉法、私立学校法、社会福祉法若しくは私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2・3 (略)

(設備及び運営の基準)

第十三条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

2～5 (略)

(職員)

第十四条 幼保連携型認定こども園には、延長及び保育教諭を置かなければならない。

2～5 (略)

6 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）をつかさどる。

7～13 (略)

(職員の資格)

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職

員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第三十九条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならぬ。

2-6 (略)

(設置等の届出)

第十六条 市町村（指定都市等を除く。次条第五項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならぬ。

(設置等の認可)

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があつたときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十二条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十二条第一項の規定による認可の取消しに係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しに係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者

ハ 第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しとなった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に關して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととする）が相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であつた者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

3 7 (略)

(報告の徴収等)

第十九条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 3 (略)

(改善勧告及び改善命令)

第二十条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

(事業停止命令)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

- 二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。
 - 三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。
- 2 (略)

(認可の取消し)

第二十二條 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

- 2 (略)

(変更の届出)

第二十九條 認定こども園の設置者（都道府県を除く。次条において同じ。）は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定により周知された事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 (略)

第三十八條 第二十一條第一項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五條第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者又は登録を受けていない者を主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師に任命し、又は雇用したとき。
- 二 第十五條第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有せず、又は登録を受けていないにもかかわらず主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師となったとき。
- 三 第十五條第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭に任命し、又は雇用したとき。
- 四 第十五條第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭となったとき。
- 五 第三十一條第一項の規定に違反して、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。
- 六 第三十一條第二項の規定に違反して、幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）

附 則（平成二十四年八月二十二日法律第六十六号）

（施行期日）

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

（認定こども園である幼保連携施設に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園（同法第二条第二項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）及び保育所（同法第二条第三項に規定する保育所をいう。）で構成されるものに限る。以下この項及び次項において「旧幼保連携型認定こども園」という。）であつて、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。次条第一項において同じ。）及び地方公共団体以外の者が設置するものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、新認定こども園法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなす。ただし、当該旧幼保連携型認定こども園の設置者が施行日の前日までに、新認定こども園法第三十六条第二項の主務省令（以下単に「主務省令」という。）で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2
2
4

（略）

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（抄）

附 則（平成十八年六月二十一日法律第八十三号）抄

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2
2
3

（略）

○平成二十二年法律第十九号（抄）

（罰則）

第三十三条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、障害者の福祉に關する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（市町村障害者虐待防止センターの業務の委託）

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項

の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（抄）

(罰則)

第三十七条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その

他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2-4 (略)

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限る、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2-8 (略)

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）））第二号第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一-三 (略)

2-3 (略)

(報告等)

第三十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であつた者若しくは特定教育・保育施設の職員であつた者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に關係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一〇十 (略)

2 (略)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもに区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 〽 10 (略)

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもに区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

第八十三条 第十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 第三十八条第一項又は第五十条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則 (平成二十四年八月二十二日法律第六十六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二条第四項、第十二条(第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続(第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関(以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。))の意見を聴く部分に限る。)、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関(次号において「都道府県合議制機関」という。))の意見を聴く部分に限る。))に係る部分を除く。))及び第十三条の規定 公布の日
- 二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条(第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定 平成二十五年四月一日
- 三 附則第十条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日
- 四 附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前の政令で定める日

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）

第八条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第九条第一項（第三号ロに係る部分を除く。）の規定が適用される施設型給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費に係る保護者に対する新児童福祉法第五十六条第十一項及び第十二項並びに第三十六条の規定による改正後の児童手当法第二十一条及び第二十二條の規定の適用については、当分の間、新児童福祉法第五十六条第十一項第一号中「同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項」とあるのは「同法附則第九条第一項第一号の規定による施設型給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額から同法第二十七条第五項」と、「同号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」と、「第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イの規定による特例施設型給付費の額及び同号イ（二）」と、「同項第二号中「同条第二項第一号」とあるのは「同法附則第九条第一項第二号ロ」と、「同号」とあるのは「同号ロ（二）」と、「同条第四項」とあるのは「同法附則第九條第一項第二号」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八条第四項」と、「同条第四項」とあるのは「同法第三十条第四項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（この法律の施行の際現に存する旧児童福祉法第三十五条第四項の規定により設置された保育所又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第四項に規定する申出施設等であるものに限る。）の経営者であった者であつて、当該保育所又は幼稚園を廃止して就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。）により改正された就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「新認定こども園法」という。）第十七条第一項の規定により幼児連携型認定こども園の設置の認可を受けたもの又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼児連携型認定こども園（以下この条において「みなし幼児連携型認定こども園」という。）を設置する者に係るもの（当該認可を受けるまでの間（みなし幼児連携型認定こども園にあつては認定こども園法一部改正法の施行の日までの間）に社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第一項の規定により当該退職手当共済契約を解除されていないものに限る。）に限る。）は、新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可を受けた日（みなし幼児連携型認定こども園にあつては認定こども園法一部改正法の施行の日）以後、当該認可を受けた幼児連携型認定こども園又はみなし幼児連携型認定こども園に係る退職手当共済契約とみなす。

2 (略)

附則

(施行期日)

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年政令第六十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 （略）
- 二 第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 平成二十七年十月一日

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

第一百七条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。

- 一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）及び公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第一百七号）第二十一条に規定する公民館をいう。）
 - 二 地方公共団体の管理に属する公会堂
 - 三 前各号に掲げるものの外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設
- ②～④ （略）

（児童福祉に関する事務）

第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等

「という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業（第八項において「家庭的保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十七の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七の規定による支援、同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中都道府県に關する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

258 (略)

（児童福祉に関する事務）

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一 児童福祉法第六条の四第一項の規定による里親の認定に関する事務

二 児童福祉法第十一条の規定による市町村相互間の連絡調整等に関する事務

三 児童福祉法第十二条第一項の規定による児童相談所の設置に関する事務

四 児童福祉法第十三条第一項の規定による児童福祉司の設置に関する事務

五 児童福祉法第十八条の八第二項の規定による保育士試験に関する事務

六 児童福祉法第十八条の八第三項の規定による保育士試験委員の設置に関する事務

七 児童福祉法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに児童福祉法施行令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等に関する事務

八 児童福祉法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び児童福祉法施行令第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等に関する事務

九 児童福祉法第二章第二節第一款及び第二款の規定による同法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務

十 児童福祉法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等に関する事務

十一 児童福祉法第二章第四節（第三款を除く。）及び第五十七条の二から第五十七条の四までの規定による同法第五十条第六号の四に規定する障害児入所給付費等の支給等に関する事務

十二 児童福祉法第二十七条から第三十一条まで、第三十三条第二項及び第三十三条の六の規定による措置等に関する事務

十三 児童福祉法第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項並びに第四十七条第一項及び第二項の規定による縁組の承諾の許可に関する事務

十四 児童福祉法第二章第七節の規定による被措置児童等虐待の防止等に関する事務

十五 児童福祉法第三十四条の三及び第三十四条の四の規定による届出、同法第三十四条の五の規定による質問等並びに同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令に関する事務

十六 中核市が行う児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等

十七 中核市が行う児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業に係る同法第三十四条の十七の規定による質問等

十八 助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下この条において「特定児童福祉施設」という。）以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第三十五条の規定による設置の認可等に関する事務

十九 特定児童福祉施設以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第四十五条第一項の規定による条例の制定に関する事務

二十 特定児童福祉施設以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第四十六条及び児童福祉法施行令第三十八条の規定による報告の徴収等並びに中核市が設置する特定児童福祉施設に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査に関する事務

二十一 児童福祉法第五十条の規定による費用（同条第二号の費用のうち児童委員に要する費用並びに同条第五号及び第五号の二の費用を除く。）の支弁に関する事務

二十二 特定児童福祉施設以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第五十六条の二、第五十六条の三、第五十八条及び第五十九条の規定による補助等に関する事務

二十三 児童福祉法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する事務

二十四 児童福祉法施行令第三十六条の規定による児童自立支援施設の設置に関する事務

二十五 児童福祉法第五十六条の七の規定による支援に関する事務

二十六 児童福祉法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務

2・3 (略)

第七十四条の五十 この章において「都道府県の職員」とは、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下この章において「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。）で次に掲げる者をいう。

一 知事、副知事及び地方自治法第七十二条第一項に規定する職員

二 地方自治法第三十八条第三項に規定する議会の事務局長及び書記

三 地方自治法第九十一条第一項に規定する選挙管理委員会の書記

四 地方自治法第九十五条第一項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第二百条第一項に規定する監査委員の事務を補助する書記

五 地方公務員法第九条の二第一項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第十二条第一項に規定する事務職員

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第一項に規定する職員

- 七 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一条第二項に規定する職員
- 八 学校教育法第一条に規定する学校の職員で次に掲げるもの
 - イ 大学の学長、教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手
 - ロ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭
 - ハ 中学校又は小学校の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭
 - ニ 事務職員又は技術職員
- 九 特別区が連合して維持する消防の消防職員
- 十 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十五条第六項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第九十条において準用する同法第八十条第五項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第三十二条において準用する同法第八十五条第六項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記
- 十一 平成十八年改正法による改正前の地方自治法第六十八条第一項に規定する出納長
- 十二 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百六号）による改正前の地方自治法第六十八条第一項に規定する副出納長
- 十三 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第四百十三号）による改正前の地方自治法第三十八条第一項に規定する議会の書記長及び書記
- 十四 旧教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第四十一条第一項に規定する教育長及び同法第四十五条第一項に規定する職員
- 十五 旧教育委員会法第六十六条第二項に規定する職員
- 十六 教育委員会法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十八号）による改正前の旧教育委員会法第六十六条第四項に規定する職員
- 十七 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第一項に規定する助教諭
- 十八 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭
- 十九 特別区が連合して維持していた警察の警察職員
- 二十 農業委員会法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第八十五号）による改正前の農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第三十四条において準用する同法第二十条第一項の規定により置かれた都道府県農業委員会の書記
- 二十一 旧農地調整法施行令（昭和二十一年勅令第三十八号）第三十一条において準用する同令第十八条第一項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記
- 二十二 農地調整法施行令の一部を改正する政令（昭和二十四年政令第二百二十四号）による改正前の旧農地調整法施行令第四十三条において準用する同令第三十三条第一項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記
- 二十三 旧食糧確保臨時措置法施行令（昭和二十三年政令第二百四十七号）第三十三条において準用する同令第三十条第一項の規定により置かれた都道府県農業調整委員会の書記

2・3 (略)

第百七十四条の五十四 都道府県又は市町村が当該都道府県の職員又は当該市町村の教育職員としての在職期間に通算すべき公務員としての在職期間は

、恩給の基礎となるべき在職期間によるものとする。
255 (略)

○児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号) (抄)

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
 - 第二章 保育士(第四条―第二十一条)
 - 第三章 福祉の保障(第二十二條―第三十四条)
 - 第四章 養育里親及び児童福祉施設(第三十五条―第三十八条)
 - 第五章 費用(第三十九条―第四十四条の二)
 - 第六章 審査請求(第四十四条の三―第四十四条の八)
 - 第七章 雑則(第四十五条―第四十七条)
- 附則

第一条の二 法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。

第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める児童の福祉に関する法律の規定は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百七号)の規定とする。

第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者(法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一(一) (略)

三 小学校就学前児童(通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。))第七条第一項に規定する認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。イ及び第二十

五条の二において同じ。)が二人以上いる通所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。) 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額(その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前児童であるものを除く。)及び小学校就学前最長児童(当該通所給付決定保護者の小学校就学前児童のうち最長者をいう。(2)及び第二十五条の二において同じ。)である障害児に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最長児童を除く)小学校就学前児童のうち最長者である障害児に限る。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの イ(1)及び(2)に掲げる額を合算した額(その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

四 市町村民税世帯非課税者(通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者(通所給付決定保護者である支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。))が特定支給決定障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十条第七号第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。))である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号二及び第二十七条の二第三号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十三第一項において同じ。)又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。))若しくは要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。))である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の七 法第二十一条の五の十五第二項第五号(法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第一百二十三号)

三 生活保護法

四 社会福祉法

- 五 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）
 - 六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
 - 七 介護保険法
 - 八 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）
 - 九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - 十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- ② 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
 - 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
 - 三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
 - 四 療養法（昭和二十三年法律第二百五号）
 - 五 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）
 - 六 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
 - 七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法
 - 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
 - 三 生活保護法
 - 四 社会福祉法
 - 五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
 - 六 老人福祉法
 - 七 社会福祉士及び介護福祉士法
 - 八 介護保険法
 - 九 精神保健福祉士法
 - 十 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
 - 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - 十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- ② 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 薬事法
- 七 薬剤師法
- 八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

第二十七条の十一 指定障害児入所施設に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 三 生活保護法
- 四 社会福祉法
- 五 知的障害者福祉法
- 六 老人福祉法
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法
- 八 介護保険法
- 九 精神保健福祉士法
- 十 発達障害者支援法
- 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

② 前項に掲げるもののほか、指定障害児入所施設のうち障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。）を提供するものに係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 薬事法
- 七 薬剤師法
- 八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第二十七条の十三 法第二十四条の二十第二項第一号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「障害児入所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一〜四 (略)

② 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る入所給付決定保護者の障害児入所医療負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円」とある範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

- 一 入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援（障害児入所医療を行うものに限る。）に係る法第二十四条の二第二項第一号に掲げる額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は当該額とする。）
 - イ 前項第一号に掲げる者 三万七千二百円
 - ロ 前項第二号に掲げる者 二万四千六百円
 - ハ 前項第三号に掲げる者 一万五千円
 - ニ 前項第四号に掲げる者 零
- 二 入所給付決定保護者が同一の月に受けた法第二十四条の二十第二項第一号に規定する障害児入所医療に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）及び入所給付決定保護者が同一の月に受けた障害児入所医療に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額の合計額
- 三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

第二十七条の十八 指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）に係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法

- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 三 生活保護法
- 四 社会福祉法
- 五 知的障害者福祉法
- 六 老人福祉法
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法
- 八 介護保険法
- 九 精神保健福祉士法
- 十 発達障害者支援法
- 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十八条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事は、法第二十五条の八第三号に規定する保育の実施等又は法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の保育の実施等若しくは措置に変更する場合には、現にその保護に当たっている児童福祉施設の長又は法第二十七条第二項に規定する指定医療機関の長の意見を参考としなければならない。法第三十一条第一項から第三項までに規定する児童について、これらの規定により、満二十歳に達するまで、又はその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採る場合においても、同様とする。

第四章 養育里親及び児童福祉施設

第三十五条 法第三十四条の二十第一項第三号の政令で定める法律は、社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法とする。

第三十七条 国、都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設及び児童福祉施設の職員の養成施設は、法第四十九条の規定により、それぞれ厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が、これを管理する。

第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一・二 (略)

三 法第五十条第六号、第六号の三若しくは第七号又は第五十一条第三号若しくは第五号に掲げる費用（第四号及び第五号の規定による費用を除く。）

（）については、厚生労働大臣が児童福祉施設の種類、入所定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設の職員の給与費、入所者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その

収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項又は第三項の規定による徴収金の額を控除した額

三の二 法第五十条第六号の四に掲げる費用については、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給に要した費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)

四〇九 (略)

第四十二条の二 就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第五号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所(就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。)における保育を行うことに係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。

② (略)

第四十三条 法第五十三条及び第五十五条の規定により交付した国庫及び都道府県の負担金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を返還させることができる。

- 一 児童福祉施設が、法第四十六条第四項の規定により、その事業の停止を命ぜられたとき。
- 二 児童福祉施設が、法第五十八条の規定により、その認可を取り消されたとき。
- 三 児童相談所又は児童福祉施設が、法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分違反したとき。
- 四 児童相談所又は児童福祉施設が、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は当初予定した目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 五 負担金交付の条件に違反したとき。
- 六 詐偽の手段で、負担金の交付を受けたとき。

第四十四条の二 法第五十六条第三項に規定する都道府県又は市町村の長は、同項に規定する額(以下この条において「保育料」という。)の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、本人又はその扶養義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

②・③ (略)

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十(法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。))及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十第一項(法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。))の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第二節第一

関する規定並びに第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、適用しない。

附 則

第四十八条 この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを適用する。ただし、法第六十三条ただし書に掲げる規定に関する部分は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

○生活保護法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）（抄）

（法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律）

第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
- 二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第一百十七号）
- 三 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）
- 四 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 五 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 六 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
- 七 歯科衛生士法（昭和二十二年法律第一百四四号）
- 八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
- 九 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百十三号）
- 十一 社会福祉法
- 十二 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）
- 十三 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
- 十四 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）
- 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百十七号）
- 十六 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 十八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）

- 十九 介護保険法
- 二十 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）
- 二十一 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）
- 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
- 二十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）
- 二十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 二十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）

第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法
- 三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
- 四 栄養士法
- 五 医師法
- 六 歯科医師法
- 七 保健師助産師看護師法
- 八 歯科衛生士法
- 九 医療法
- 十 身体障害者福祉法
- 十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十二 社会福祉法
- 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 十四 薬事法
- 十五 薬剤師法
- 十六 老人福祉法
- 十七 理学療法士及び作業療法士法
- 十八 柔道整復師法
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
- 二十 義肢装具士法
- 二十一 介護保険法

- 二十二 精神保健福祉法
- 二十三 言語聴覚士法
- 二十四 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十七 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

○社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）（抄）

（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である同法第三条第三項の幼保連携施設を構成する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する保育所を営む事業

二（略）

○消防法法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）による改正後の消防法法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）

（防火対象物の指定）

第六条 法第十七条第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とする。

第九条 別表第一（十六）項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項（（十六）項から（二十）項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この節（第十二条第一項第三号及び第十号から第十二号まで、第二十一条第一項第三号、第七号、第十号及び第十四号、第二十一条の二第二項第五号、第二十二条第一項第六号及び第七号、第二十四条第二項第一号並びに第三項第二号及び第三号、第二十五条第一項第五号並びに第二十六条を除く。）の規定の適用については、当該用途に供される一の防火対象物とみなす。

（屋内消火栓設備に関する基準）

第十一条 屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一（略）

二 別表第一（二）項から（十）項まで、（十二）項及び（十四）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が七百平方メートル以上のもの

三〇五 (略)

六 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一(一)項から(十二)項まで、(十四)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は四階以上の階で、床面積が、同表(一)項に掲げる防火対象物にあつては百平方メートル以上、同表(二)項から(十)項まで、(十二)項及び(十四)項に掲げる防火対象物にあつては百五十平方メートル以上、同表(十一)項及び(十五)項に掲げる防火対象物にあつては二百平方メートル以上のもの
2〇4 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準)

第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一・二 (略)

三 別表第一(二)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ及び(十六)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が十一以上のもの(総務省令で定める部分を除く。)

四 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物(前号に掲げるものを除く。)のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの
五〇十 (略)

十一 前各号に掲げる防火対象物又はその部分以外の別表第一に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は四階以上十階以下の階(総務省令で定める部分を除く。)で、次に掲げるもの

イ 別表第一(一)項、(三)項、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物の階で、その床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上十階以下の階にあつては千五百平方メートル以上のもの

ロ・ハ (略)

十二 前各号に掲げる防火対象物又はその部分以外の別表第一に掲げる防火対象物の十一階以上の階(総務省令で定める部分を除く。)
2〇4 (略)

(屋外消火栓設備に関する基準)

第十九条 屋外消火栓設備は、別表第一(一)項から(十五)項まで、(十七)項及び(十八)項に掲げる建築物で、床面積(地階を除く階数が一であるものにあつては一階の床面積を、地階を除く階数が二以上であるものにあつては一階及び二階の部分の床面積の合計をいう。第二十七条において同じ。)が、耐火建築物にあつては九千平方メートル以上、準耐火建築物(建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)にあつては六千平方メートル以上、その他の建築物にあつては三千平方メートル以上のものについて設置するものとする。

2〇4 (略)

(漏電火災警報器に関する基準)

第二十二条 漏電火災警報器は、次に掲げる防火対象物で、間柱若しくは下地を準不燃材料(建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をい

う。以下この項において同じ。）以外の材料で造つた鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造つた鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造つた鉄網入りの天井を有するものに設置するものとする。

一・二 (略)

三 別表第一(一)項から(四)項まで、(六)項、(十二)項及び(十六の二)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの
四(七) (略)

2 前項の漏電火災警報器は、建築物の屋内電気配線に係る火災を有効に感知することができるように設置するものとする。

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十三条 消防機関へ通報する火災報知設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。ただし、消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にある防火対象物にあつては、この限りでない。

一 (略)

二 別表第一(一)項、(二)項、(四)項、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(十二)項並びに(十七)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの

三 (略)

2・3 (略)

(非常警報器具又は非常警報設備に関する基準)

第二十四条 非常警報器具は、別表第一(四)項、(六)項ロ、ハ及びニ、(九)項ロ並びに(十二)項に掲げる防火対象物で収容人員が二十人以上五十人未満のもの(次項に掲げるものを除く。)に設置するものとする。ただし、これらの防火対象物に自動火災報知設備又は非常警報設備が第二十一条若しくは第四項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているときは、当該設備の有効範囲内の部分については、この限りでない。

2 非常ベル、自動式サイレン又は放送設備は、次に掲げる防火対象物(次項の適用を受けるものを除く。)に設置するものとする。ただし、これらの防火対象物に自動火災報知設備が第二十一条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているときは、当該設備の有効範囲内の部分については、この限りでない。

一 別表第一(五)項イ、(六)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物で、収容人員が二十人以上のもの

二 前号に掲げる防火対象物以外の別表第一(二)項から(十七)項までに掲げる防火対象物で、収容人員が五十人以上のもの又は地階及び無窓階の収容人員が二十人以上のもの

3 非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。

一(三) (略)

四 前二号に掲げるもののほか、別表第一(二)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物で収容人員が三百人以上のもの又は同表(五)項ロ、(七)項及び(八)項に掲げる防火対象物で収容人員が八百人以上のもの

4・5 (略)

(避難器具に関する基準)

第二十五条 避難器具は、次に掲げる防火対象物の階（避難階及び十一階以上の階を除く。）に設置するものとする。

一 別表第一（六）項に掲げる防火対象物の二階以上の階又は地階で、収容人員が二十人（下階に同表（一）項から（四）項まで、（九）項、（十二）項イ、（十三）項イ、（十四）項又は（十五）項に掲げる防火対象物が存するものにあつては、十人）以上のもの

二（四）（略）

五 前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる防火対象物の三階（同表（二）項及び（三）項に掲げる防火対象物並びに同表（十六）項イに掲げる防火対象物で二階に同表（二）項又は（三）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものにあつては、二階）以上の階のうち、当該階（当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分）から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていない階で、収容人員が十人以上のもの

2

(略)

別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係）

(略)

イ (略)

ロ 次に掲げる防火対象物

(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

救護施設

乳児院

障害児入所施設

(2) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）

(六)

(略)	<p>ハ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p>
(略)	<p>二 (略)</p>

○消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 別表第一（六）ロ及びハの改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十七年四月一日

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）（抄）

（特定社会福祉事業）

第二条 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める社会福祉事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二

項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業とする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第四条及び第五条の規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

○社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（抄）

（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定とする。

2 介護福祉士に係る法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、前項に規定するもののほか、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）、薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）の規定とする。

（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定とする。

附則

（法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、

保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定とする。

○介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）

（登録の拒否等に係る法律）

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。））、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。））、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。））、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。））、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。））、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
- 二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）
- 三 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 四 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）
- 六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）
- 七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
- 八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百十三号）
- 十 生活保護法
- 十一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 十二 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）
- 十三 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
- 十四 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
- 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百二十七号）
- 十六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）

- 十八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
- 十九 精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）
- 二十 言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）
- 二十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
- 二十二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）
- 二十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百零四条第一項第九号、第一百零五条の九第一項第九号、第一百零五条の十九第十一号及び第一百零五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法
- 三 栄養士法
- 四 医師法
- 五 歯科医師法
- 六 保健師助産師看護師法
- 七 歯科衛生士法
- 八 医療法
- 九 身体障害者福祉法
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十一 生活保護法
- 十二 社会福祉法
- 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 十四 薬事法
- 十五 薬剤師法
- 十六 老人福祉法
- 十七 理学療法士及び作業療法士法
- 十八 高齢者の医療の確保に関する法律
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
- 二十 義肢装具士法
- 二十一 精神保健福祉士法
- 二十二 言語聴覚士法

- 二十三 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 二十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十五 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

○平成二十三年政令第三百七十五号による改正前の介護保険法施行令

（登録の拒否等に係る法律）

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
- 二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）
- 三 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 四 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
- 六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）
- 七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
- 八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百十三号）
- 十 生活保護法
- 十一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 十二 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）
- 十三 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
- 十四 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）
- 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百二十七号）
- 十六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）

- 十八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
- 十九 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）
- 二十 言語聴覚士法（平成九年法律第三百二十二号）
- 二十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
- 二十二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）
- 二十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の四 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百四条第一項第九号、第四百十五条の九第一項第九号、第四百十五条の十九第十一号及び第四百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法
- 三 栄養士法
- 四 医師法
- 五 歯科医師法
- 六 保健師助産師看護師法
- 七 歯科衛生士法
- 八 医療法
- 九 身体障害者福祉法
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十一 生活保護法
- 十二 社会福祉法
- 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 十四 薬事法
- 十五 薬剤師法
- 十六 老人福祉法
- 十七 理学療法士及び作業療法士法
- 十八 高齢者の医療の確保に関する法律
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
- 二十 義肢装具士法
- 二十一 精神保健福祉士法
- 二十二 言語聴覚士法

- 二十三 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 二十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十五 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）

（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）

- 第二十二條 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。
 - 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
 - 二 身体障害者福祉法
 - 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
 - 四 生活保護法
 - 五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
 - 六 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）
 - 七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
 - 八 介護保険法
 - 九 精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）
 - 十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。
 - 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
 - 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
 - 三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）
 - 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
 - 五 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）
 - 六 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
 - 七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

(法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第二十二條の二 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項第五号の二(法第三十七条第二項、第三十八条第三項(法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。))及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。の政令で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働基準法第一百七七條、第一百八八條第一項(同法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限る。)、第一百九九條(同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第三十七條の規定に係る部分に限る。))及び第二百一十條(同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條までの規定に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一條の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四條(第四項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)
- 二 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四十二條の規定
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八條の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の規定

(法第五十條第一項第九号の政令で定める法律)

第二十六條 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る法第五十條第一項第九号(同條第三項において準用する場合を含む。))の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法
 - 二 身体障害者福祉法
 - 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
 - 四 生活保護法
 - 五 社会福祉法
 - 六 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)
 - 七 老人福祉法
 - 八 社会福祉士及び介護福祉士法
 - 九 介護保険法
 - 十 精神保健福祉士法
 - 十一 発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)
 - 十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第五十條第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法

- 五 医療法
- 六 薬事法
- 七 薬剤師法
- 八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第二十六条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の二十一第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法
- 二 身体障害者福祉法
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 四 生活保護法
- 五 社会福祉法
- 六 老人福祉法
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法
- 八 介護保険法
- 九 精神保健福祉士法
- 十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定める法律)

第二十六条の十六 指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法
- 二 身体障害者福祉法
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 四 生活保護法
- 五 社会福祉法
- 六 知的障害者福祉法
- 七 老人福祉法
- 八 社会福祉士及び介護福祉士法
- 九 介護保険法
- 十 精神保健福祉士法

- 十一 発達障害者支援法
- 十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法
- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 身体障害者福祉法
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 八 生活保護法
- 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 十 薬剤師法
- 十一 介護保険法
- 十二 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律
- 十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法
- 三 医師法
- 四 歯科医師法
- 五 保健師助産師看護師法
- 六 医療法
- 七 身体障害者福祉法
- 八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 九 生活保護法
- 十 知的障害者福祉法
- 十一 薬事法

- 十二 薬剤師法
- 十三 介護保険法
- 十四 発達障害者支援法
- 十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第二百二十五号）（抄）

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）

（法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第二条の三 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設は、病院とする。